2025 年 7 月号

フクシマ社会保険労務士事務所たより

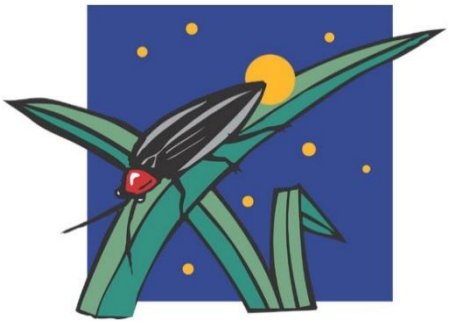

連絡先：〒286-0041
千葉県成田市飯田町 143-80-312
電　話　：　0476-37-8770
FAX　：　0476-37-8810
e－mail：info@fuku-roumu.com
特定社会保険労務士　福島　富生

職場での熱中症対策義務化

◆改正の概要

近年の猛暑や職場での熱中症による死傷災害の増加を受け、職場での熱中症対策が法的義務として強化されています。具体的には、令和７年６月１日、職場における熱中症対策の義務化を含む、改正労働安全衛生規則が施行されました。

対象となるのは、「WBGT（暑さ指数）28℃以上または気温 31℃以上の環境で、1時間以上または1日４時間を超えての実施」が見込まれる作業です。これについて、熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者に義務付けられました。

◆主な義務内容

・報告体制の整備と周知：「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備および関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、最適温度管理バディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や労働環境内での冷却装置等により、熱中症の重症状がある作業者を積極的に把握するように努める。

・重篤化防止措置の準備と周知：熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成および関係作業者への周知。

これらの措置を怠った場合、6カ月以下の拘禁刑または 50 万円以下の罰金が科される可能性があります。従業員の命を守るためにも、また法令遵守のためにも、今後は作業環境の見直しや従業員への教育・訓練の実施がより一層重要となります。

詳細は、厚生労働省のパンフレット・リーフレットをご参照ください。

【厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」】
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001476824.pdf

年休取得義務化6年目の現状
～厚生労働省「労働時間制度等に関する実態調査結果」より

年次有給休暇のうち年５日の時季指定義務が法定されてから6年が経過しました。厚生労働省の調査によると、時季指定義務の運用方法は次のような割合（10 人未満事業所を除く）になっています。

①　切替始めに計画年休制度により年５日を指定　16.3%

②　労働者の意見を聞いた上で使用者が年５日を指定　14.2%

③ 労働者の取得に委ねて年５日取得できている 62.0%

④ 労働者の意見を聞かずに使用者が年５日を指定 1.9%

⑤ 指定できておらず、年５日取得できていない 3.4%

◆制度運用の課題

企業規模別では、「企業規模 300～499 人」では①が 38.4%と他の企業規模（10 人未満を除く）の平均より約３倍も多くなっている一方、⑤が 9.1%と約 4 倍も多いことです。つまり、300～499 人規模の企業では年間計画を立てている企業が多い一方、年５日取得できていない労働者がいる企業も多いということです。

これは、従業員が増えることで管理が難しくなることを示しています。管理のためには制度化が必要ですが、一方で計画を立てすぎると柔軟な運用が難しくなり、現場の納得感も得られにくくなります。制度の運用方法を見直す際は、こうした点に留意することが重要です。

◆消滅年休の活用

また、２年の時効を迎えた年次有給休暇については、「そのまま消滅」としている企業が 60.0%と多数を占める一方、「特別休暇等として積み立てている」企業は 6.6%にとどまっています。こうした有効活用の取組みは、企業の魅力向上にもつながる可能性があります。

現在、人手不足や採用難が深刻化しており、今後は介護離職による労働力不足も懸念されています。対策として、介護などの理由で年休を有効活用できる制度の導入を検討してみてはいかがでしょうか。

【厚生労働省「労働時間制度等に関する実態調査結果について（概要）」】
https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001491863.pdf

中小企業の正社員賃上げ率 4.03% 実施しない企業も 二極化傾向に
～日本商工会議所・東京商工会議所の調査より

日本商工会議所・東京商工会議所は６月４日、「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果を発表しました。全国の会員企業を対象に調査したもので、2025 年４月 14 日から５月 16 日にかけて行い、3,042 社から回答を得ました。

定期昇給とベースアップを合わせた正社員の賃上げ率が平均で４%を超えましたが、一方で、賃上げしない企業も全体の２割に及び、二極化の傾向がみられるとしています。

◆賃上げを実施する企業は全体で約７割、20 人以下の小規模企業で約６割

2025 年度に賃上げを実施した企業（予定を含む）は 69.6%と、前年より 4.7 ポイント低下しました。20 人以下の小規模企業では 57.7%で 5.6 ポイント低下しています。

また、現時点で「未定」との回答は 23.5%で 3.1 ポイント上昇。価格転嫁の遅れや米国関税措置等で先行き不透明感を懸念する声もあり、昨年に比べ、「未定」の回答が増加しています。

◆正社員の賃上げ率は 4.03%、昨年比 0.41 ポイントの増加

中小企業全体の正社員の賃上げ額（月給）は、加重平均で 1 万 1,074 円と、昨年より 1,412 円上回りました。賃上げ率は 4.03%で、昨年対比では、0.41 ポイント増加しています。

20 人以下の小規模企業では、賃上げ額（月給）は加重平均 9,568 円、賃上げ率は 3.54%で、昨年より 0.20 ポイントの増加です。

◆パート・アルバイトの賃上げ率は 4.21%、昨年比 0.78 ポイントの上昇

パート・アルバイト等の賃上げ額（時給）は 46.5 円、賃上げ率は 4.21%で 0.78 ポイントの増加です。

一方、20 人以下の小規模企業では、賃上げ額は 37.4 円、賃上げ率は 3.30%で、昨年より

0.58 ポイントの減少となっています。

賃上げ率は全体では4％を超えるなど、中小企業も賃上げに最大限努力していますが、小規模企業は全体と比較し賃上げ額・率ともに低位となっていることから、より重点的な支援が求められます。
【日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果】
https://www.jcci.or.jp/20250604_research.pdf

遺族厚生年金の見直しについて

◆年金制度改正法案に対する意見
遺族年金の見直しをめぐり、SNS等に“5年で打切り”“大幅カット”といった投稿がなされ、国会議員に苦情が寄せられていると報じられています。
こうした反応を受け、厚生労働省は6月3日、「遺族厚生年金の見直しに関するご指摘への考え方」を示しました（6月 11 日更新）。

◆既に遺族厚生年金を受給している方等は見直しの対象外
見直しの施行直後に原則5年の有期給付の対象となるのは、18 歳年度末までの子がいない、2028 年度末時点で 40 歳未満の女性で、既に遺族厚生年金を受給している方や 60 歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、2028 年度に 40 歳以上になる女性には、影響はありません。
18 歳年度末までの子がいる方は、子が 18 歳年度末になるまでの間の給付内容は現行制度と同じです。

◆「5年の有期給付」について
見直し後は、60 歳未満で死別した場合、原則5年間の有期給付となりますが、この給付には加算が上乗せされ、5年有期給付の遺族厚生年金の額は現在の約 1.3 倍となります。要件を満たす方は、中高齢寡婦加算も支給されます。
また、障害年金受給権者や単身で就労収入が月額約 10 万円以下の方は継続給付として引き続き増額された遺族厚生年金が支給され、収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整されます。

◆遺族厚生年金の男女差の解消
現行では、女性が 30 歳以上で死別した場合に無期給付となる一方、男性は 55 歳未満で死別した場合給付がなく、55 歳以上で死別した場合、60 歳から無期給付となります。
見直し後は、男女ともに収入要件がなくなり、上記の給付が受けられるようになります。
【厚生労働省「遺族厚生年金の見直しについて」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00020.html

7月の税務と労務の手続提出期限
［提出先・納付先］

10 日

○ 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限［年金事務所または健保組合］＜7月1日現在＞
○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○ 特例による源泉徴収税額の納付＜1月～6月分＞［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出［公共職業安定所］＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
○ 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限＜年度更新＞［労働基準監督署］
○ 労働保険料の納付＜延納第1期分＞［郵便局または銀行］

15 日

○ 所得税予定納税額の減額承認申請＜6月30 日の現況＞の提出［税務署］
○ 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出［公共職業安定所］

31 日

○ 所得税予定納税額の納付＜第1期分＞［郵便局または銀行］
○ 労働者死傷病報告の提出［労働基準監督署］＜休業4日未満、4月～6月分＞
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］
○ 固定資産税・都市計画税の納付＜第2期＞［郵便局または銀行］
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

当事務所よりひと言

関東地方では梅雨の時期というのに1か月早い猛暑が始まっています。コラムにも記しましたが、職場での熱中症対策が義務化されています。屋外、屋内を問わず職場の暑さ対策を見直しましょう。